（別紙13）

**ＤＰＣ準備病院届出書**

保険医療機関の名称：

保険医療機関コード：

保険医療機関の所在地住所：

|  |
| --- |
| 参加基準（該当する項目の□をチェックすること。）  　□　７対１入院基本料又は10対１入院基本料に係る届出を行っている。（※１）  　□　現在、７対１入院基本料又は10対１入院基本料に係る届出を行っていないが、当該基準を満たすべく計画を策定している。（※２）    　 □　Ａ207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。  　□　Ａ207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが、それと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している。（※２）  　□　「ＤＰＣ導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加し、入院診療に係るデータを提出できる。  　□　適切なコーディングに関する委員会を設置し、年４回以上、当該委員会を開催することができる。 |

当院は、上記基準の全てを満たしているので、届出を行います。

　平成　　年　　月　　日

開設者名　　　　　　　　　　　　印

厚生労働省保険局医療課長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 項 | 担 当 者 １（※３） | 担 当 者 ２（※３） |
| 所 属 部 署 |  |  |
| 役 職 |  |  |
| 氏 名 |  |  |
| 電 話 番 号 |  |  |
| ＦＡＸ番号 |  |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |  |

（記載上の注意）

　※１　７対１入院基本料、10対１入院基本料とは、Ａ100一般病棟入院基本料、Ａ104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及びＡ105専門病院入院基本料の７対１入院基本料、10

対１入院基本料をいう。

　※２　現在、７対１入院基本料又は10対１入院基本料に係る届出を行っていないが当該基準を満

たすべく計画を策定している病院、又はＡ207診療録管理体制加算に係る届出を行っていない

が同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、

別紙14「ＤＰＣ準備病院届出書（別紙）」に必要事項を記載し、本届出書に添付すること。

※３　担当者は必ず２名設定し、Ｅ－ｍａｉｌアドレスについては可能な限り別々のものとすること。